第３７回大阪府障がい者施策推進協議会　議事録

日時 平成２７年２月１３日（金曜日）

午前１０時から正午

場所 大阪赤十字会館３階　３０２・３０３号室

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 大阪市中央区大手前２－１－７

　　出席委員（五十音順、敬称略）

　　　（一財）大阪府身体障害者福祉協会会長　嵐谷　安雄

　　　（一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長　井上　誠一

日本労働組合総連合会大阪府連合会部長　　岩﨑　富巳子

（公社）大阪聴力障害者協会会長　大竹　浩司

（社福）大阪府社会福祉協議会会長　綛山　哲男

（公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長　倉町　公之

（一財）大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長　柴原　浩嗣

　大阪府立大学大学院人間社会学研究科教授　関川　芳孝

特定非営利活動法人大阪難病連理事長　髙橋　喜義

大阪ともだちの会 全国本人活動連絡協議会　壷井　一平

（社福）四天王寺福祉事業団四天王寺太子学園施設長　成澤　佐知子

梅花女子大学心理こども学部心理学科教授　新澤　伸子

大阪自閉症協会副会長　福田　啓子

（公社）関西経済連合会理事　藤原　幸則

障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議議長　古田　朋也

◎　関西学院大学人間福祉学部教授　牧里　毎治

（社福）大阪府肢体不自由者協会常務理事兼事務局長　増木　茂

大阪精神障害者連絡会代表　山本　深雪

　◎　会長

○事務局

　まだお見えにならない委員の方もおられますが、定刻となりましたので、ただ今から「第３７回大阪府障がい者施策推進協議会」を開催させていただきます。皆さま方におかれましては、ご多忙のところ、本会議にご出席賜り、誠にありがとうございます。

　会長が決まりますまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

　会議に先立ちまして、一点、ご報告させていただきます。長年、本協議会の委員にご就任いただいておりました、一般社団法人大阪脊髄損傷者協会の　辻　一　会長が、1月30日にお亡くなりになりました。謹んでお悔やみ申し上げます。

　本日は、委員改選後、初めての会議でございます。皆さま方におかれましては、本協議会の委員へのご就任をお願い申し上げましたところ、快くお引き受けいただき、あらためて感謝申し上げます。

　本来でございますと、ご出席いただいております委員の皆さまをご紹介させていただくのですが、本日は、お手元に配布しております名簿と配席表をもって代えさせていただきたいと思います。ご了承願います。

　現在の委員は、配布しております名簿のとおり２８名でございます。本日は、委員２８名のうち、現在、１８名のご出席をいただいております。大阪府障がい者施策推進協議会条例第５条第２項の規定により、会議は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

　次に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

　まず、次第がございます。委員名簿がございます。配席図がございます。次第、委員名簿については、点字版でも別途、用意しております。

　資料１といたしまして、「第４期大阪府障がい福祉計画の策定について」。

　資料２といたしまして、「第４期大阪府障がい福祉計画（案）」。

　資料３といたしまして、「（仮称）大阪府障がい者差別解消ガイドライン（案）」。

　最後に、委員からの提出資料一部を配布しております。

　資料の不足等ございましたら、事務局までお知らせ願います。よろしいでしょうか。

　大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。

　また、配布資料とともに、委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了解いただきますようお願いします。

　最後に、この会議では、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員、振り仮名付きの資料を使用されている知的障がい者の委員がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳もしやすいように、当事者の委員が聞き取りやすいように、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

　また、点字資料及び振り仮名付き資料は、墨字資料とページが異なっており、点字資料には図表はございませんので、本日の資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

　それでは、ただ今から議事に入りたいと存じます。始めに議題１の「会長の選出」でございます。大阪府障がい者施策推進協議会条例第４条第１項で、「会長は委員の互選によって、これを定めること」となっておりますが、いかがいたしましょうか。委員、お願いします。

○委員

　○○でございます。

　今回も、引き続き牧里委員にお願いをしたらどうかと思います。推薦をいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局

　ただ今、牧里委員に会長を、とのご発言が○○委員よりございましたが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声）

○事務局

　ありがとうございます。ご異議がないようですので、牧里委員に引き続き会長をお願いしたいと存じます。

　それではここで、牧里会長より、一言ごあいさつをお願い出来ればと思います。

○会長

　誠に僭越ながら、続投させていただくこととなりました。よろしくお願いしたいと思います。

　皆さま、ご承知のとおり、次期障がい福祉計画策定の追い込みの時期に来ているということと、障害者差別解消法のキモといいますか、「合理的配慮」をどのように考えるかというのはなかなか難しい問題でございまして、経験を積み重ねつつ、基本的な考え方とか方針とかを作っていかなければいけないと思います。具体的には、個々のいろいろな解釈の違いとか、軋轢、お互いの理解不足等によりトラブルが起きる可能性はないとは言えません。われわれ協議会がしっかりとそのことを見据えて、どのようにあるべきかを議論し、大阪府としての考え方、方針を固めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ですが、あいさつに代えさせていただきます。

○事務局

　ありがとうございました。

　それでは、以後の議事進行については、牧里会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長

　本日の議題は、お手元の会議次第にございますように、大きくは二つ、「障がい福祉計画（案）」、「障がい者差別解消ガイドライン（案）」について、皆さまに議論いただきたいと思っております。

　どちらもとても重要なことでございまして、２時間では時間が足りないことでもあるのですが、決められた時間の中で有意義な意見交換なりをしていきたいと思っておりますので、皆さまのご協力をお願いしたいと思います。

　それでは、「第４期大阪府障がい福祉計画（案）」についてでございます。事務局から骨子を中心にご説明いただきたいと思います。その後、皆さまからご意見をいただきたいと思います。

○事務局

　事務局でございます。

　それでは議題２の第４期大阪府障がい福祉計画（案）について、ポイントを絞って説明させていただきます。

　まず、障がい福祉計画ですが、前回、推進協では、平成２６年１０月８日に、「福祉計画の策定に係る考え方」についてご意見をいただき、それらを踏まえて、その後、市町村と協議・調整を重ねまして、このたびの大阪府障がい福祉計画として案を取りまとめたところでございます。

　本日の推進協では、この計画（案）についてご意見を賜りたいと考えております。

　基本的には、この障がい福祉計画は、第４次大阪府障がい者計画、これは１０年スパンの長期計画でございますが、そのうち福祉計画の部分を策定するということから、長期計画のコンセプトというのは変えずに、３年を経過しておりますので、その法改正の内容や、その後の状況に合わせて、必要に応じて時点修正をしているところでございます。

　資料１に基づきまして、説明させていただきます。

　障がい福祉計画というのは、障害者総合支援法に基づくものであるということでございます。

　これについては、国の基本指針に即して、３年間の障がい福祉サービスの見込量を示すということと、併せて市町村でも、障がい福祉計画を作るということでありますので、この計画の達成に資するため、広域的な視点から、具体的な数値目標を設定して、その実現に向けて、取り組むべき方策を記載するというものでございます。

　なお、先ほども説明させていただきましたが、大阪府においては、障がい福祉計画については、障害者基本法に基づく１０年計画の障がい者計画と一体的に策定しておりますので、今回は障がい福祉計画、３年計画の部分について改定をするという内容でございます。

　現行の第３期障がい福祉計画からの主な変更点の説明をさせていただきます。点字版では資料の２の中ほどでございます。

　変更点としては、大きく三つございまして、１点目、ＰＤＣＡサイクルを導入するということで、ここでは成果目標と活動指標についての記述、各年度の中間評価をするということと、その評価結果を公表するということで整理をしております。

　２点目、成果目標に関する事項ということでございますが、国の基本指針に即しまして、福祉施設から地域生活への移行促進、精神科病院からの地域生活への移行促進、福祉施設から一般就労への移行促進、地域生活支援拠点等の整備という４点について成果目標を定めてございます。

　３点目、それ以外にも、障がい児支援体制の整備とか、計画相談の連携強化・研修・虐待防止等についての記述も盛り込んでございます。

　大阪府障がい者計画と一体的に福祉計画を策定しているところで、全体の構成を説明させていただきます。点字版では４ページから６ページにかけてでございます。

　まず、１０年計画の障がい者計画の構成は第一章から第五章までの構成になってございまして、そのうち福祉計画を構成するところは、第三章の施策推進方向の第２節、「生活画面に応じた施策の推進方向」というところで、具体的な福祉サービスの確保に係る取り組みを記載しております。

　第四章、こちらについては、障がい福祉計画の数値目標及び見込量について、各市町村からご報告いただいた内容を集計して記載しております。

　このたびの改正の内容であります障がい福祉計画の中身についてでございますが、資料２、ページ数でいきますと、合計１３９ページの少し分厚い資料でございますが、こちらを基に説明をさせていただきます。

　資料２の前回の方向性については、１０年計画であります基本コンセプト、これを変えないということでありますが、その中で変更点のポイントの１として、ＰＤＣＡサイクルの導入という記載がございます。資料の４ページ、点字版では１４ページの中ほどからになってございます。

　資料４の下段に、「ＰＤＣＡサイクルの導入について、成果目標と活動指標を定める」としておりますが、成果目標については年１回、活動指標については年２回、その進捗状況の分析評価を行って、その結果を公表するという内容で記載をしております。

　次の５ページ、点字版では１６ページにあたりますが、成果目標と活動指標の関係を図式化して書いてございます。

　成果目標と福祉サービスの見込量についてでございます。これについては、資料の８１ページ以降でございます。点字版では３５２ページから該当しております。

　８１ページ以降、第四章として、第４期、平成２７年度から平成２９年度にかけて、大阪府障がい福祉計画の数値目標と見込量についてまとめたものでございます。

　資料８２ページ以降から、成果目標として記載をしております。点字版では３５２ページの中ほどからになってございます。

　一つ目の成果目標として、「施設入所者の地域生活への移行」ということでございますが、これについては、大阪府の目標値としましては、これまでの府内・市町村の実績を踏まえまして、平成２９年度末までに、平成２５年度末時点から地域移行１２%以上、減少見込み４%以上とすることを基本として、各市町村が入所施設のニーズ等を把握し、目標値を積み上げて設定するということにしております。その結果でございますが、減少見込みについては４%以上というところが、５.６%、地域生活の移行者数につきましては、１２%のところ、１４.９%ということで成果目標として設定をしております。

　二つ目の成果目標の項目、「入院中の精神障がい者の地域生活の移行」についてでございます。点字版では３５４ページの中ほどでございます。

　これにつきましては、国の基本指針に即しまして、入院後３か月時点の退院率の上昇、入院後１年時点の退院率の上昇、在院期間１年以上の長期在院者数の減少、この三つの項目で数値を掲げるとしております。

　大阪府としましては、直近の調査による大阪府の状況等を踏まえまして、入院後３か月時点の退院率につきましては、６４%以上、入院後１年時点の退院率につきましては、９１%以上、在院期間１年以上の長期在院者数の減少については、１８%以上を目標値として設定をしております。

　８３ページ、点字版では３５７ページの中ほどでございます。

　「障がい者の地域生活の支援」という項目でございます。国の基本指針においては、障がい者の地域生活を支援するものの集約等を行う地域生活支援拠点について、平成２９年度末までに、各市町村、または各圏域に少なくとも一つは整備することとされております。

　大阪府におきましては、広域的な見地から、施設入所者支援の利用者数の見込みというのを集約するとともに、市町村との検討状況の聞き取り等を行いまして、平成２９年度末までに、市町村域・圏域において、この拠点というのが整備されるように必要な支援を行っていくということで整備をしてございます。

　次に、福祉施設から一般就労への移行でございます。点字版では３５８ページの中ほどでございます。

　１点目、福祉施設から一般就労への移行でございます。大阪府としましては、第３期現行計画の目標値や過去の実績による平均、このようなところの推移など踏まえまして、平成２４年度時点で、一般就労移行者は１００１人というところですが、これを平成２９年度中に１５００人以上とするということを目標として設定しております。

　２点目、就労移行支援事業の利用者数、点字版では３６０ページの上段でございます。

　これにつきましては、大阪府としては、過去の利用者の推移など踏まえまして、平成２５年度末の利用者数から６割以上増加させるということを目標としておりまして、具体的な利用者数としては２９７８人ということで目標設定しております。

　３点目、就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加でございます。資料８４ページ、点字版では３６１ページの上段でございます。

　これにつきましても、大阪府としては、現状を踏まえまして、平成２９年度末までに、就労移行率が３割以上の事業者を全体の５割以上とするという目標を設定するとしております。

　就労継続支援Ｂ型の平均工賃の平均額についてでございます。点字版では３６２ページの中ほどでございます。

　大阪府においては、大阪府工賃向上計画に基づく事業を実施しているところでございますが、今後も工賃の向上に向けた取り組みを進めていくということで、当面の目標としまして、平成２９年度までに、平成２５年度実績の３４.２%増の１万３９００円をめざすとしております。

　資料８６ページの区域設定についてでございます。点字版では３６４ページから３６５ページにかけてでございます。

　この区域設定についてでございますが、これについては、住民に最も身近な市町村を基本単位として、その利用者の状況やサービス、供給基盤の整備状況、需給バランス等を踏まえて、第３期計画の区域設定、現行計画の区域設定の考え方を基本として、区域設定を行っていくものでございます。

　まず、大阪府域全体としては、療養介護・施設入所支援というところは、大阪府域全体を区域としております。

　日中活動系、生活介護とか、自立訓練といった事業でございますが、そのようなものについては、大阪市、堺市を含めて、１８圏域として、障がい保健福祉圏域として設定しております。それ以外の訪問系サービスや短期入所・グループホーム・計画相談・地域移行支援・地域定着支援については、各市町村域で区域設定するということで整理をしております。

　障がい福祉サービスの見込量についてでございますが、これは計画に応じて、活動指標として位置づけております。資料は８７ページ、点字版は３６６ページの上段でございます。

　それぞれ訪問系・日中活動系・居住系・相談支援といった障がい福祉サービスごとに、平成２７年から３か年の見込みというのを各市町村において、障がい者自立支援協議会とか、障がい者施策推進協議会といった会議の場でしっかりと議論されて、数値目標、かつ、見込量として設定されたものの、これらを集約したものが８７ページの資料でございます。

　８８ページ、障がい児支援についての見込量について記載をしております。点字版では３６８ページの中ほど以降でございます。

　障がい児通所支援・障がい児相談支援・障がい児入所支援といった内容につきまして、これについても、今後３年間の見込量というのを市町村の数値、また、障がい児入所支援につきましては、大阪府が数値を見込むということでございますので、大阪府、政令都市を含めた数を掲載しております。

　福祉施設から一般就労への移行についての活動指標としまして掲載しております。点字版では３６９ページの中ほど以降にございます。

　就労移行支援事業所の移行者数とか、公共職業安定所におけるチーム支援とか、トライアル雇用、出向地といった活動指標について、今後３年の見込量というのを掲載しております。

　資料８９ページ、点字版では３７１ページでございます。

　障がい保健福祉圏域別に、日中系の福祉サービスについて、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型といったサービスについて、今後３年間の見込量というのを掲載してございます。

　資料１１０ページ、点字版では３８０ページでございます。

　各年度の指定障がい者支援施設の入所定員総数について掲載しております。今後３年間につきましての入所定員総数、平成２７年度は５０００人、平成２８年度は４９００人、平成２９年度は４８００人ということで見込んでおります。

　最後に１１１ページ、点字版では３８１ページでございます。

　地域生活支援事業の実施に関する事項でございます。これにつきましては、地域生活支援事業、都道府県が行うものと、市町村が行うものがございまして、それぞれ１１１ページについては、都道府県が行う地域生活支援事業についての今後３年間の見込量でございます。

　１１２ページ以降、点字版については、市町村域の相談支援事業所について掲載しておりますのでご確認いただければと思います。

　以上、福祉計画に関わる成果目標と活動指標にあたる福祉サービスの見込量についての内容でございます。

　この成果目標及び見込量を達成するために具体的な方策として記載している内容について、主だったものを説明させていただきます。

　資料１３ページ、点字版では４５ページでございます。

　ここでは生活場面に応じた施策の推進方策としまして、生活場面ごとに施策を掲載しております。

　１３ページ、点字版では４５ページでございますが、生活場面の「地域やまちで過ごす」といった点でございます。資料１４ページ、点字版では４８ページの下段でございます。

　入所施設からの地域生活移行といたしまして、特に１４ページの中ほど、点字版では４８ページの下段から上段でございますが、短期入所の整理・促進の働きかけについて記載をしてございます。

　精神科病院からの地域生活への移行でございます。点字版では５０ページの中ほどでございますが、精神障がい者の地域生活移行というのを進めるための支援についての方策を掲載してございます。

　１５ページ、点字版では、５２ページの中ほどでございますが、入所施設の今後の機能の在り方についての掲載でございまして、強度行動障がい者支援の養成のための研修とか、障がい児の入所支援についての在り方・検討を行うという内容を掲載してございます。

　１６ページの中ほど、点字版では５６ページの上段から中段にかけてでございますが、必要な福祉サービスの確保といたしまして、今回、成果目標として、障がい者の地域生活を支援する拠点として、地域生活支援拠点の整備の記載をさせていただいております。

　１９ページの下段、点字版では６６ページの下段から６７ページにかけてでございますが、車椅子使用者用の駐車場の適正利用を促進するために、大阪府では、大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度という事業を行っておりまして、それの普及に努めるということで付け加えております。

　生活場面の「学ぶ」という場面でございます。資料では２９ページ、点字版では１２２ページでございます。

　学ぶということで教育分野でございますが、福祉サービスで言いますと、障がい児の療育支援といった内容が、こちらの生活場面で掲載をしております。

　資料３０ページ、点字版では１２７ページの中ほどでございますが、「発達障がいのある幼児・児童に対する支援」といたしまして、昨年度から発達障がい者全般への取り組みを総合的に行っておりますので、その旨について記載をさせていただいております。

　資料４４ページ、生活場面「働く」、点字版では１８８ページ目以降でございます。就労支援の点でございますが、こちらについては、大阪府を取り巻く背景といたしまして、４４ページの中ほど、点字版では１８９ページの下段にあたりますが、障害者雇用促進法の改正が平成３０年４月から施行されるということから、精神障がい者の就労者に対しての障がい特性を踏まえた職場定着支援が重要な課題となっているということで、現状の課題について付け加えております。この就労支援につきましては、今後とも引き続き必要な施策を講じまして、障がい者雇用の拡大とか、長く働き続けられるように必要な支援をしっかりと行っていく旨を記載しております。

　５５ページ、点字版では２３７ページでございます。生活場面「心や体、命を大切にする」というところでございまして、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児・者への支援の充実といった内容について掲載をしております。

　平成２７年度から平成２９年度にかけての障がい福祉計画についての成果目標と福祉サービスの見込量、その確保のための実現に向けて取り組むべき方策について、ポイントを絞って説明をさせていただきました。

　今後のスケジュールでございますが、本日、推進協で計画案について、いろいろご意見を賜り、パブリックコメントを予定しておりまして、そこでのご意見等も踏まえまして、府として内容等を検討して計画を策定したいと考えてございます。４月１日には、その計画を公表する運びで予定してございますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○会長

　はい。それでは皆さんからご意見をいただきたいと思います。今、説明にありましたように、今日の会議で皆さまからご意見をいただいて、さらに、パブリックコメントの意見、それを踏まえて、本計画を策定するということでございます。皆さんから、さまざまな立場からのご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

　よろしくお願いいたします。

　別紙で意見を出させていただいておりますので、そちらをご覧ください。点字版のページ数はわかりませんが、よろしいでしょうか。

○委員

　心配していただかなくても読んでいますから、大丈夫です。

○委員

　そうですか。すみません。

○会長

　ポイントを押さえて、出来れば１０分以内でお願いします。また、皆さんには、後で確認をしていただくということで、ここが重要だというところを強調していただければと思います。

○委員

わかりました。

　まず、福祉計画全般について言えることなのですが、府が昨年５月に、基本的な考え方を市町村に示しました。その前に議論が全然なく示されて、それに基づいて市町村が数値を出してきて、それを積み上げたものが府の数値目標になっているということで、それでは議論にならないので、各市町村では、事前にどのように方針を立てるか、このサービスは伸ばすべきだという話もしておりまして、府でも、事前に考え方を示す前に議論していただけるように第５期計画ではよろしくお願いいたします。

　今回の数値目標は、大阪市も障がい別の数字も出してもらったところですので、割と整合性が取れてきたと思っております。

　１番の「地域やまちで過ごす」のところで、地域移行ですが、国の数値目標よりも上回って１４.９%の移行、削減が５.６%は一定評価出来るのですが、金剛コロニーや砂川センターからの移行の分もきちんと含まれているのか、あるいは平成２６年度の未達成分もいくらかは足してもらえないかと思います。今回、平成２６年度の数値目標は、まだ年度内ですから出ないと思いますが、その辺も合わせて示していただければと思います。

　触法障がい者の地域移行はすでに始まっているのですが、府と市町村は、責任を押し付けあっておられるようなところもあり、法務関係と厚労省も連携が取れていないとか、地域定着支援センター・砂川センター、いろいろな所があるのですが、役割分担とか、連携の仕組みが全然明らかになっていない、グループホームに直接「この人お願いします」とお願いされてきているのですが、受け入れ事業所が不安定な状況でありますし、もし、事故や事件が起これば、その事業所だけの責任にされるということで、それでは受け入れ事業所を増やすことが出来ない、本人も安定した生活を送ることが出来ないという問題になりますので、ぜひとも府が仕組みを明確にして、事業所をバックアップしていくとか、研修とか、そのあたりの課題を地域移行とか、相談支援のところに盛り込んでいただきたいと思います。

　グループホームについて、消防のスプリンクラー、建築基準法の寄宿舎問題、あるいは公営住宅の目的外使用などの問題が出ておりますので、このあたりの課題についても国に働きかけるということを盛り込んでいただきたいと思います。

　グループホームの整備のところですが、重度重複障がい者とかのグループホームの整備が書かれているのですが、支援体制づくり、ハード面というよりか、むしろ、支援体制の充実が必要となりますので、そのことも加筆いただきたいと思います。

　福祉サービスの確保では、まだまだ市町村格差が残っているように見受けられます。サービスによっては、向こう３年間も利用者ゼロとしている市町村が散見されます。もちろん小さい町村の場合は、なかなか難しいのかもしれませんが、例えば重度訪問介護でも、ある市が３年間ずっとゼロになっているのです。これは対象者がいないと思えない、そのあたり、なぜゼロなのかというところもきちんと捉えて、是正をしていただきたいと思います。今回の計画でももう一度訂正するところは働きかけていただきたいと思います。さらに、「具体的に働きかける」と入れていただければと思います。

　この間、鉄道・駅舎の無人化問題、というのが出てきておりますので、積極的に働きかける旨を記述いただきたいと思います。

　以上の課題について、具体的な取り組み、目標のところにも入れていただいて、２７ページのところ、強度行動障がい者の養成研修がありますが、これは行動援護研修として年１回なのですが、各事業所で年１回の何日間かまとまって現場を空けるということが出来ないと言われていますので、これからますます強度行動障がいの資格を持っていないと入れないとなっておりますし、また、今、行動援護対象の人であっても、ガイドヘルプで外出をし続けている現実もありますので、ぜひとも複数回の研修実施というのを検討いただきたいと思っております。

　教育で３２ページですが、自立支援推進校・共生推進校ということで、推進校は増えているのですが、自立支援推進校についても伸ばすことを検討いただきたいと思っております。

　医療サービスの充実ですが、この間、課題になっている入院時の介護の保障、精神障がいの方は、精神科以外に入院しようとしたら拒否されるという問題、精神の重度障がい者医療費助成のことについても、検討課題として入れていただけたらと思っております。

　高次脳機能障がいの方の支援ですが、前回も提案しましたが、重度者の支援に対応出来ないと言われておりますので、それに対応するように盛り込んでいただきたいと思います。

　たん吸引ですが、研修事業所は、この間、看護協会とかが休止しておりまして、地域的な偏りがあったり、減少しているように見受けられます。

　一方で事業所数は、１８０とかの数値目標を挙げられていますが、３００を超えているように思います。そのようなことで、そのあたりはきちんと時期に合わせて、是正した数値目標の再設定が必要ではないかと思います。

　楽しむというところですが、前回の議論でも言いましたが、ボランティアが強調されていまして、ガイドヘルプというのは、市町村の手前、書きにくいのかもしれませんが、あまり書かれないように思います。ガイドヘルパーや通訳介助をきちんと盛り込んで加筆いただきたいと思っております。

　障がい者差別の禁止のところですが、ガイドラインと体制整備はあるのですが、提言でも言われていましたように、条例づくりについても検討するという文言をぜひ明記いただきたいと思っております。

　避難行動、防災ですが、避難行動要支援プラン、全体計画が、これから市町村で策定されることになりますが、その際、昨日も話をさせていただいたのですが、これから要支援者名簿と、個別支援計画の作成ということを進めることになっておりますが、府や市町村では、割と重度の人に限って名簿を作って、個別の支援計画を作るということで、中軽度の人は、取り残されていくというような流れになっております。もちろん町内会だけで対応しようと思えば難しいのはわかりますが、ぜひ、居宅介護とかの障がい福祉サービス事業所も、かなり発生時は重要な役割を果たすと思われますので、そのような体制も取り入れて、中軽度の人も含めた名簿づくり、支援計画づくりを進めるように記述いただきたいと考えております。

○会長

はい。ほかの皆さん、どうでしょうか。かなり具体的な案として提案いただきましたが、今の意見に関わらず、同じ意見でもいいですし、違った観点からのご意見でもいいですし、いかがでしょうか。

○委員

　まず、「学ぶ」のところで、視覚障がい乳幼児、幼児の訓練・指導ということについてうたっていただいております。その幼児が保育所なり、幼稚園でどのように過ごしていくのか、そのサポートをどのようにしていくのか、保育士なり、幼稚園の教諭なりにどのような知識・技術を習得してもらうのかについて書かれていないので、この点、よろしくお願いいたします。

　次は、「働く」の点なのですが、２か所、私どもが天職として多くの人が従事しております三療業についてですが、三療業の不正に対して対応していくとなっているのですが、これは法律できちんと罰則規定も設けられていますし、厳しく取り締まるという文言に変えていただけたらと思います。

　視覚障がい者の場合、三療業は自営業が多いわけですが、往診等で移動していって仕事をするという点で、移動を支援する方策というものが現状ではございません。就労支援等で、Ａ型、Ｂ型で施設に通所しようとしても、現在、移動というところで公的に支援するという方法がありません。それがないがために、視覚障がい者の就労というものが進まないという点もありますので、その点、どのように移動支援していくかということも考えていただけたらと思います。

　三療業から離れまして、自由業とか、自営業、その他、本人の才能なり、努力なり、適性というもので、いろいろな職種に就いているわけですが、その場合に、読み書きをサポートする、先ほどと同じことで、移動をサポートしていただく方法があれば、随分いろいろな職種に視覚障がい者が進出出来るわけです。この計画の中では、三療業以外で、例えばＩＴ関係で訓練をして、自営業なり、就労に結びつけていくことで、それはそれで結構なのですが、一つの職種というものに三療業のように多くの視覚障がい者が天職として従事していくというのは、なかなかあり得ないと思います。それぞれが能力なり、努力ということで、従事していくことが大事だと思いますが、それをどのように支援していくかということを書いていただけたらと思います。

　同時に、今のところ、公共機関で働く視覚障がい者には、俗に言うヒューマン・アシスタント制度がつけられているわけですが、それが自営業なり、自由業にも利用出来るようにすることが、大きく視覚障がい者の就労というものが進んでいくことになろうかと思いますので、そのような点も計画の中に盛り込んでいただければ幸いです。以上です。

○会長

はい。ほかにいかがですか。

○委員

　１６ページのところですが、地域生活支援拠点等の整備、これが新しい目玉と思いますが、１６ページの中ほどに書いてあるだけでは、地域生活支援拠点等というものが、どのようなものなのかわかりにくいと思います。機能を集約すると言ったら、ただ、ネットワークを作るということなのか、それとももう少し重装備のものを整備していくというのか、そのあたりがこの二つの丸でよくわからないので、ぜひ、そのあたりのイメージがわかるようなものをお願いしたいと思います。

　先ほども話がありましたが、５５ページのところで、精神障がい者の精神科以外の入院とか、精神障がい者の重度（精神）障害者医療費助成制度の適用、このような課題があるということを記述していただきたいと思います。以上です。

○会長

はい。ほかにいかがでしょうか。

○委員

　「働く」というところで、障がい者というひとくくりで記述されているわけですが、残念ながら、難病患者は、なかなか就労の機会というのが与えられていないというか、そのようなチャンスがないということで、今、現実には「難病患者就職サポーター」という制度も国の方から出来て、１５都道府県ですでに実施されてきているわけです。この記述の働くという中でも、「障がい者」とひとくくりという言い方はおかしいと思いますが、そのように書かれているわけですが、その辺については、精神障がい者とか、その次に「難病患者」という言葉も入れて、難病患者の雇用・就労の問題についての考え方を明らかにしていただきたいというのが一点です。

　もう一点は、防災の部分で、先ほども言われましたが、昨日、大阪府の危機管理室と話し合いをしたのですが、結局、難病患者の場合も、避難行動の要支援者の名簿づくりのところで、人工呼吸器装着者と、医療機器への依存度の高い人と、くくりをしているわけです。そうなると、人工呼吸器を使っている人と、例えば医療機器の依存度というと、私のように人工透析をやっている人間に限定されます。ところが、実際に難病患者の中でも、例えば一型糖尿病のように、インスリンがなければ４８時間で死に至るという病気もあるわけです。実際にそのようなくくりだけではカバーしきれないという部分、側面が多分にあります。避難行動要支援者名簿の作成の基準の部分については、もう少し幅広くとらまえてやっていく必要があるのかと考えております。以上です。

○会長

はい。ほかにいかがでしょうか。

○委員

　いろいろと書いていただきまして、ありがとうございます。お礼ですが、乳幼児の早期発見には、現在、ゲイズファインダーで乳幼児を検査されております。このようなことで、親としての夜泣きとか、昼間に泣きやまないところとかが、虐待と思われない感じで見受けられるようになるのかと思って感謝しております。

　また、成人の医療の面でも書いていただきまして、なかなかわかりにくいところがあって、成人になってからの支援が本当に難しいので、このようなことを書いていただくとありがたいと思いました。

　もう一点、大学ですが、大学のことはきちんと書いていただいて、その後の就職なのですが、やはり就職するにはインターンシップのようなことをしていただいて、企業さまには申し訳ないのですが、どのような障がいにも合理的配慮が必要なので、配慮していただいて、何とか就職に導いていただけるようにお願いしたいと思います。

　高校ですが、高校も障がいに対して、進学のところで、大学はセンター試験など、配慮のことは書かれていますが、ここでも書いてくださっているのですが、もう少しわかりやすく、高校受験のときに障がいに対する支援の仕方というのを書いていただけたらありがたいと思います。一般校の学校に行かれる方も障がいの方はいっぱいいらっしゃいますので、そのようなところの配慮をよろしくお願いいたします。

○会長

はい。ほかにいかがですか。

○委員

　２９ページの「学ぶ」というところでございますが、下ほどに「療育支援の充実」という項目がございまして、併せて３０ページにいきますと、相談の方は、丸一つで、「障がい児が身近な地域で療育等を受けることが出来るよう」という文言がございます。「療育等」と書きますと、療育以外のどのようなものを指すのかが不明確ということもありますし、現状、専門的な療育をしている事業所と、預かりを中心にしている事業所とが混在している状況にもありますので、このあたりの表現なども工夫をしていただけたらと思います。

　併せて「児童発達支援・放課後等デイサービスを行う事業所の確保に努める」というような「確保」ということがありますが、実態のニーズ、どれぐらい利用したいかというご家族、障がい児のニーズと、市町村が支給する支給量との違いということが現実にあるように思っております。このあたり、目標値を市町村の目標値ということで設定をされているようですが、実態に合っているのかどうかという精査をしていただけたらと思っております。以上です。

○会長

はい。ほかにいかがでしょうか。ほぼ出てきましたか。今までいくつかご意見いただきましたが、事務局として、いくつかご意見もあろうかと思いますので、お答えをいただきたいと思います。

○事務局

事務局でございます。

　多岐にわたりまして、貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。今回の見直しの契機が、障がい福祉計画の改定ということで、３年に一度の改定ということになりますので、本日、いただいたご意見につきましては、パブリックコメントで今後いただきますご意見と合わせまして、この計画に反映出来るものは反映させていただいて、最終的には、本課で取りまとめさせていただければと思っております。

　そのほかの意見につきましても、例えば１０年に一度の障がい者計画の中間的な見直しとか、その他、国に対する政策要望等々におきましても、検討課題ということで、引き続き検討させていただければと考えております。以上です。

○会長

ほかにないですか。特段ここは強調しておきたいとか、ありませんか。

○委員

　４４ページの生活の場面、「働く」というところの文言を読んでおりまして、聴覚障がい者といいますか、手話という言葉が一切盛り込まれていない、見落としているかもしれませんが、聴覚障がい者が働く場所においては、必ずコミュニケーション保障が必要であります。そのための手話を必要とする人は、手話通訳を活用する。盲ろう者の場合にも同様です。そのような文章を入れてほしいと思います。具体的なことは、また、パブリックコメントで出したいと思っております。以上です。

○会長

事務局から、皆さんの意見はパブリックコメントと合わせて検討させていただきたいというお答えでしたが、さらに、ご意見はございますでしょうか。

○委員

　退院して暮らすという１４ページ、１５ページのところですが、平成２９年度までの数値目標を記載していただいた件に関しては、最低限これが守られるよう努力していくという姿勢の表れとして見て取れるのですが、前回にも申し上げたかと思いますが、地域生活への移行が出来ていない要因の分析のところで、本人の退院意欲が醸成する必要があるという文言があちらこちらに書かれているわけですが、加えて、精神障がい者のグループホームをつくろうとすると、地価が下がるみたいなかたちで、人間としての価値、市民としての価値が一段下がる人間のような扱いをされているので、今の反対運動も、ずうっとこの間のやり取りが継続してあるわけでして、そのようなところのバリアに対しての捉まえ方、「障がい者も身近で暮らしている人間なのだよ」ということをアピールしていく取り組みの少なさであろうと思っております。

　その部分の一文というのが、どこを見ても見当たりませんし、グループホームなどの部分を見ても見当たりませんし、地域移行の部分を見ても見当たりませんので、生活を支援する体制を整備するという表現が書かれているではないかと言われるでしょうが、多分、グループホームの場所とか、人としての意味として理解するものだと思いますので、もう少しわかりやすく、退院して暮らすことに対する否定的な感情、コンフリクトが現状でも継続しているということに関する何らかの表現がほしい気がします。

○会長

はい。ほかにいかがでしょうか。啓発というか、通俗的には啓発を行うということで、そのような計画として広域的な取り組みというのが重要なのではないかというご意見かと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員

　今回の改定で、主な変更点のところで、障がい児支援体制の整備と計画相談の連携強化というところがうたわれていると思います。

　計画案の数値目標等の中では、例えば基幹相談支援センターを全市町村に配置であるとか、数値目標的には、整備ということがわかるようになっていますが、先ほども委員からもご指摘がありましたように、実際に市町村から挙がってきている計画相談支援等、１６０ページを見ますと、各市町村から、例えば障がい児の計画相談支援ですが、多くの市町村が月１人という数字が挙がってきていて、別の資料の中で、特別支援学校・特別支援学級在籍児童数が、うなぎ上りに増えていっている現状から見ても、市町村から挙がってきている見込量自体が現実的ではないだろうし、計画相談の実施状況を見ましても、実施率２０%に満たない市町村がほとんどという状況で、今、セルフプランということで何とか市町村でという状況にありますので、このあたりの市町村から挙がってきている情報だけでしてしまうと、この計画書上は、何ら問題はないとすり抜けてしまうところで現状との大きな乖離（かいり）が出てくるということと、相談支援の充実とうたっている連携強化ですか、障がい児の支援体制整備とうたっているというところと、実際とかけ離れすぎるような気がいたします。

　もう一点、今回の計画の中に、発達障がいに特化したさまざまな事業が、かなり取り組まれているということと、さらに、数値目標としても、そのようなことがうたわれているということは、非常に大阪府としても取り組みが進んできているというふうに、喜ばしく思っております。

　ただ、以前、私が発達障がい者支援センターで仕事をしておりましたときに、やはり難しかったというところは、医療機関の確保というところについては、なかなか進んでいかないと。３８ページの数値目標のところで、発達障がいに係る診断医療機関の確保というところで、これについては、都道府県の責務として、発達障害者支援法でもうたわれているところでもありますが、ここに関しては、大阪府としても、医師の養成研修ということは、毎年、非常に充実して進められていますが、ここにも書いてありますように、医療機関情報の整理を進めますと。ここのところを情報の整理、そのあたりのところがなかなか進んでいきにくいということで、数値目標を挙げるというのは非常に難しいのかもしれませんが、より進んでいきにくいところを進めていくための何か工夫なりが必要なのではないかと思います。

○会長

はい。さまざまな意見を皆さまからいただいたのですが、もう一つ差別解消法のことも協議いただかなければいけませんので、計画についてはこれぐらいにしたいと思いますが、皆さんから出てきた意見で、大変重要なご意見をいただきました。そのような意味では、市町村が具体的なサービスをしていくわけですが、市町村の積み上げを大阪府として、集積して方向性を出すだけではなくて、市町村が実態に迫っていないこともあるのではないかと思います。そういう意味では、広域的な立場から市町村を指導していくことはなかなか難しい面もありますが、もう少し踏み込んで、実態に近い積み上げをしていくとか、あるいは、今も出ました医療機関とか、就労となりますと、産業界の協力を得ないと難しいわけでありますが、このような雇用・労働というのは、そのような所への働きかけというのは、市町村ではある程度限界があります。そのような意味では、大阪府の役割があるのではないかと思います。

　あるいはコンフリクトとか、障がい者理解とか、人権問題とか、市町村もそれなりに取り組んでいただかなければいけませんが、広域的な立場から、大阪府がリーダーシップを取るということも重要なのではないかというご指摘もいただきました。

　現在の意見も踏まえて、パブリックコメントをかけるということでありますので、本日、言い足りない、言い残したご意見もあるかもしれませんが、また、パブリックコメントの方でも反映していただきたいと思います。

　段取りは、今日のご意見を踏まえて、パブリックコメントを検討した上で、計画策定に入るという段取りになりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

ちょっとお待ちください。

○会長

はい。どうぞ。

○委員

今、当事者を含めて私ども意見を申し上げたわけですが、これを計画でどのように反映させていくのかということにつきましては、やはり発言した委員と作業する事務局とで話をしていただいて、「あなたの意見は、文言としてこのように盛り込みました。これでいいですか」という確認はしていただきたいと思います。私どもが言ったことを事務局で一方的に取捨選択をし、これは書くけれども、これは書かないというふうなことになっては、委員として何のために私ども会議に出てきて意見を言っているのかわからないので、その点はきちんと意思の疎通を図って、計画を策定していただきたいと思います。以上です。

○会長

はい。

○委員

府の審議会は、あまりよく知らないのですが、意見を言いっ放し、その後、書きなおしましたということだけで終わるのは、議論も何もなしで進められるのは問題があると思います。やはり意見を出している部分について、「このような理由だから、ここまでは変えられるが、ここは変えられないです」というやり取りも、ぜひともそれぞれの委員とやっていただくか、もう一回、この場をもっていただいて、議論をきちんとやるというようなところまでは持っていただきたいと思います。

○会長

ただ今の意見、パブリックコメントもそうですが、意見が出たものに対しては、どのように採択したとか、採択しないとか、その理由は何かとか、そのようなことを開示していただきたいということですね。方法については、事務局の方にお任せしますが、ご検討お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

　事務局でございます。

　今のいただいたご意見の趣旨を踏まえまして対応させていただきます。

○会長

　よろしいでしょうか。それでは、次の議題３に入りたいと思います。こちらの方は、昨年１０月８日の本協議会で議論いただき、その後、「提言」を知事に提出していただきました。さらにその「提言」を受けたガイドライン案ということで、差別解消部会においても意見をいただいたところです。その後、ガイドラインをどうしていくかということについて事務局からご説明いただき、その後、皆さんからご意見をいただこうと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

　事務局でございます。

　それでは議題３　大阪府障がい者差別解消ガイドライン（案）について説明させていただきます。

　資料の説明に入る前に、経過を説明いたしますと、昨年１０月８日に、大阪府に「提言」というかたちでいただいた後、このガイドライン策定等の取り組みを推進するにあたりましては、事業者団体、障がい当事者団体の皆さま、あわせて７３の団体に意見照会、ヒアリング等を行ってまいりました。そして、この意見等を踏まえまして、この案をまとめたというところでございます。

　今回のガイドラインというのは第１版ということで、今後、改訂を前提としたものでございます。内容につきましては、まず、基本的な考え方を示しまして、分野ごとに具体的な事例を盛り込んだというものでございまして、今後、事例については充実をしていこうと考えております。

　それでは資料３に基づきまして、ガイドライン案の内容について説明をさせていただきます。

　表紙でございますが、第１版と書いてございますが、ここに、大阪府としてガイドラインで伝えたい思いをメッセージとして盛り込んでおります。

差別をなくすためには理解しあうこと、対話すること、そして、立ち止まらず考えることというのが非常に大切であって、このガイドラインというものは、そのきっかけを提供するものなのだというメッセージを込めたものでございます。

　内容の構成でございますが、１ページをご覧ください。目次が書いてございます。点字版では資料２ページ目以降に該当いたします。

　「はじめに」といたしまして、このガイドラインの策定の背景とか、目的、利用にあたっての留意事項、対応のポイントを説明しております。

　ガイドラインにおいて、基本的な考え方として障がいを理由とする差別とはどのようなものか、このガイドラインで対象とする、障がい者、事業者、府民とはどのような方々を指すのかという説明をさせていただいております。

　具体的なガイドラインの対象分野として６分野を掲げておりますが、分野ごとにそれぞれの事例を盛り込んで説明をしている構成となってございます。

　また、このガイドラインの中に、随所にコラムを織り込んでおります。こちらについては、障がい理解が進むようにという思いから織り込んでいるというところでございます。

　３ページをご覧ください。点字版では資料５ページの上段でございます。

　ガイドライン策定の背景でございますが、障害者差別解消法が成立して、来年４月に施行されるということでございます。この中で、障害者権利条約、国連で採択された条約でございますが、これが平成２６年１月に日本も締結をしたということを紹介しております。

　大阪府内における現状と課題というところですが、点字版では６ページの中ほどでございます。大阪府では、第４次大阪府障がい者計画において、差別をなくそうという取り組み、施策を推進しているところでございますが、ただ、依然として大阪府内においても、障がいを理由とする差別が起こっております。

　一方で、障害者差別解消法が制定されたのですが、その中では何が差別なのかということが具体的に示されていないということがありますので、これら具体的な内容をわかりやすく示していく必要があるということを、現状と課題として整理しております。

　点字版では８ページの下段でございます。ガイドラインの目的でありますが、実際の差別の事例を見ましても、障がいや障がい者に対する理解不足が原因であるものが少なくありませんので、知らないことやわからないことが差別につながらないように、障がい者差別についての理解を深めて、差別を未然に防止することを、このガイドラインは目的としております。

　このガイドラインは、冒頭でもメッセージとして込めさせていただきましたが、理解し合うこと、対話すること、考えることのきっかけを提供するものだということで、目的を整理しております。

　５ページでございます。点字版では１１ページの中ほどでございます。

　このガイドラインの利用にあたっての留意事項でございます。

　１点目、事例についてでございますが、これらはあくまでも例示であるということで、ここに事例として記載されていないものは差別でない、ということではないと書いてございます。

　また、差別にあたるかどうかというのは、個別の事例ごとに判断する必要があるということで留意事項として書いてございます。

　もう一点、合理的配慮については、障がいの特性であるとか、具体的な場面や状況に応じて異なるので、ガイドラインでは、望ましい合理的配慮の事例を記載しているというところでございます。

　定期的な見直しをしていくということも留意事項として挙げておりまして、このガイドラインについては、国の動向を含めて、状況の変化等に応じて適切に見直しを行っていくということ、ガイドラインに記載する事例についても、実際の相談における対応事例を積み上げまして、よりわかりやすいガイドラインとなるように充実を図っていくこととしております。

　「対応のポイント」、点字版では１２ページの下段以降でございます。

　「対応のポイント」なのですが、望ましくない対応例と、望ましい対応例ということで整理をしておりまして、何の説明や検討もなく対応しないとか、言わなくても察してほしい、何としてもやってほしいという事業者、あるいは障がい当事者からの一方的なやり取りではなくて、そこを話し合い、何が出来るのかお互いに考えていくことが大事なのだということで、双方で考えていくということが望ましい対応例です、ということで整理しております。

　７ページ目でございます。点字版では１６ページでございます。

　障がいを理由とする差別とは何かということを、ここで整理しております。

　まず、「不当な差別的取扱い」についてでございますが、これについては、障がいを理由として正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障がい者の権利利益を侵害することと整理しております。

　合理的配慮の不提供についてでございます。点字版では１８ページでございますが、これにつきましては、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために、必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害することと整理しております。

　９ページでございます。点字版では２０ページの中ほどでございます。

　行政機関と事業者において守らなければならないことを示しております。

　差別とされているのは、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供でありますが、不当な差別的取扱いについては行政機関も事業者も禁止とされております。また、合理的配慮の提供につきましては、行政機関は法的義務であるけれども、事業者においては努力義務であることを整理しております。

　１０ページ、正当な理由と過重な負担についての記載でございます。点字版では２３ページの中ほどでございます。

　こちらについては、正当な理由と過重な負担、前回の協議会でもいろいろとご意見をいただいたところでございますが、正当な理由と過重な負担について、よりわかりやすく説明出来るように、Ｑ＆Ａ形式で工夫して説明しております。

　その中で、「正当な理由の判断に当たって」というようなところもＱ＆Ａ形式で説明をしておりますが、正当な理由かどうかは個別の事案ごとに判断する必要があるということで説明をしております。

　１１ページ、点字版では２６ページの上段でございますが、「合理的配慮の不提供と過重な負担」についての説明もここではしております。

　ここには、「過重な負担の判断に当たって」というところもＱ＆Ａ形式でわかりやすく説明をしておりますが、ここでの過重な負担かどうかの判断についても、個別の事案ごとに判断する必要があるということで説明をしております。

　なお、この正当な理由と過重な負担についてでございますが、具体的な相談事例がない現時点では、個別の事案ごとに判断する必要があると考えておりまして、正当な理由や過重な負担の具体的な例示は行っておりません。今後、具体的な相談事例の集積とか、障がいを理由とする差別の解消に関する社会での認知度の状況等に応じて、府民の皆さまにとって、このガイドラインがよりわかりやすいものとなるようにめざしていくところでございまして、正当な理由や過重な負担、ここを具体的に例示出来るか、今後、検討していきたいと考えております。

　１２ページ、個人の差別的行為についてでございます。点字版では２７ページの中ほどでございます。

　この中で、障害者差別解消法では、事業者でない一般私人の行為や個人の思想・言論というのは、法の対象とされていないということをＱ＆Ａ形式で書いてございます。ただ、障害者差別解消法には「国民の責務」というところがございまして、個人の差別的行為というのは法律の趣旨にも反している、差別をしてはならないという趣旨でございます。このガイドラインというのは、一人ひとりの、障がいや障がい者に対する理解を深めていく、府民の皆さまに理解を深めていただくことが非常に大事であるということで、それが差別をなくすことにつながるのだと考えておりますので、このガイドラインは、すべての府民の皆さまの理解を深めることを目的として策定しようとするものでございます。

　１４ページ、点字版では３４ページの上段ですが、「障がい者、事業者、府民とは？」というところで、それぞれ、障がい者、事業者、府民の方々とは、どのような方々を指すのかというところで説明をしております。

　その中で、１５ページで、社会モデルの考え方を、【参考】として記載しております。点字版では３７ページの上段でございますが、障がいのとらえ方として社会モデルの考え方があるのですが、一般的に社会モデルというのは、非常にわかりづらいこともございまして、ここでは、障がい者が日常生活や社会生活の中で不便を感じるのは、その人に障がいがあるからではなくて、不便を生み出しているのは、社会の側であって、問題の解決のためには社会が変わらなければならないとする考え方が、社会モデルなのだということで説明をしております。

　次に、１６ページでございます。点字版では３８ページの中ほどから下段にかけてでございます。これは、【お願い】というかたちで、府民の皆様へ、事業者の皆様へ、障がい者の皆様へ、ということで記載しております。まず、府民の皆様へということで、障がいのない方も病気や事故、高齢化等により、日常生活や社会生活で不便を感じ、さまざまな配慮を必要とすることが考えられるということで、このガイドラインも、障がい者やその家族、支援者だけのものではなく、府民全体で障がいを理由とする差別をなくしていくことを考えていくために作成するものということで、ご理解を得たいところでございます。

　次に、障がいのない方や事業者の皆様へということで、お願い事項としましては、障がいの特性というのは非常に様々でありまして、外見からではわかりにくい場合もございます。障がいの特性や程度に応じて求められる配慮の内容も様々であるので、まずは「何かお手伝いしましょうか」とのお声かけをお願いしております。

　最後に、障がいのある方の皆様にということですが、これについては、求めている配慮の内容を具体的に伝えるということが大事ですということで掲載をしております。

　ここまでが、このガイドラインにおける基本的な考え方を説明しておるところでございます。

　１７ページ目以降、点字版では４２ページの上段でありますが、ガイドラインの対象分野として、６分野を記載しております。商品・サービスの分野、福祉サービスの分野、公共交通機関の分野、住宅・教育・医療の６分野でございます。

　この６分野については、あくまでも例示であって、これらが府民生活のすべてではないということと、複数の分野にまたがることがらもあるので、具体的にイメージをしていただければということを記載しております。

　ここで一点、ご説明をさせていただきますが、前回の協議会でご意見をいただきました提言の中では、府民生活に関わる分野として８分野を説明させていただいております。これら６分野の他、残り二つの分野は何かということなのですが、まず一つは雇用の分野、もう一つは情報・コミュニケーション分野というところでございます。

　雇用の分野についてですが、この雇用分野というのは、別途、障害者雇用促進法で、具体的な措置を定めるということになってございますので、このガイドラインでも対象とはしていません。ただ、この雇用分野においては、具体例については、今後、国から差別の禁止、合理的配慮に関する指針が出るということですので、そちらをご覧いただきたいということで記載しております。

　もう一点、情報・コミュニケーション分野についてでございますが、これについては、資料２０ページ、点字版では４７ページの中ほどから４８ページにかけて記載がございますが、「障がい者に対する情報保障について」ということで、ここでは、手話を含む言語だけでなく、点字や拡大文字、筆談、実物の提示や、身振り、触覚など、情報保障やコミュニケーションに関する配慮というのは、あらゆる場面で求められることですので、それぞれ、「情報提供やコミュニケーションに関する」配慮というものを、具体的な場面に即してイメージが出来るように、６分野における望ましい合理的配慮の事例として記載していますと。これらのことを、【留意事項】として記載をしております。

　資料の２３ページ目以降からは、６分野についての具体的な記載をしております。点字版では５４ページ目以降でございます。

　６分野につきましては、それぞれ同じ構成になってございまして、不当な差別的取扱いとはどのようなものか、合理的配慮の不提供とはどのようなものか、それぞれについての事例ということで掲載をしております。

　これらの事例についてですが、差別解消部会で検討していたものに、７３団体を対象にヒアリングや意見照会をさせていただいておりましたが、そこでの意見等も勘案しながら再整理したものを掲載しているところでございます。

　商品・サービスの分野で、一例としてご説明させていただきますと、不当な差別的取扱いの説明があり、その下に、不当な差別的取扱いとなり得る事例として例示をしております。

　合理的配慮の不提供についても、まずその内容の説明をさせていただきまして、望ましい合理的配慮の事例として、情報・コミュニケーションに関するものと、それ以外のものについて、例示をさせていただいております。

　また、それぞれの分野で、特に参考となるような施策の事例を掲載しております。

　例えば公共交通機関の分野、資料では２８ページ、点字版では６３ページでございます。

　電車に車いすの利用者が乗り降りしやすいよう、介助用のスロープ板を渡している写真を掲載し、説明させていただいております。

　住宅分野では、資料３０ページ、点字版では６８ページの下段でございますが、高齢者・障がい者・外国人世帯の入居に不安を感じるような家主さんや不動産事業者に対して、不安の解消に役立つ情報冊子作成の取組みを、ここで紹介させていただいております。

　障がい者差別解消ガイドライン（案）は、７３の事業者団体と障がい者当事者団体の意見等を反映しながら策定を進めているというところでございます。今後のスケジュールにつきましては、本日、この協議会でご意見を賜り、その後、パブリックコメントの予定をしておりますので、パブリックコメントのご意見も参考にしながら、今年度末にガイドラインの策定をし、来年度以降、このガイドラインの周知・啓発に努めていきたいと考えてございます。事務局からは、以上でございます。

○会長

ここからは、差別解消ガイドライン案について、皆さまからご意見をいただきたいと思います。はい、どうぞ。

○委員

　はい。提出しました意見書の４ページのところからガイドラインに関する意見です。

　まず、冒頭のガイドライン策定の背景のところ、何が差別に当たるかというところなのですが、障害者差別解消法では、何が差別にあたるのか、具体的な内容は明らかにされていませんという表記で済まされていますが、少し消極的に見えますので、後でも出てきます障害者権利条約にある差別の定義とか、障害者差別解消法の趣旨・目的、障がい者が排除されない、みんなで一緒に参加出来るのだと求めていることをわかりやすくここに盛り込んでいただいた方がいいのではないかと思います。

　合理的配慮の言葉も、直接、ここで出てくるので、後で説明があるのはわかるのですが、合理的配慮についても、わかりやすい説明を冒頭で入れた方がいいのではないかと思っております。

　５ページのガイドライン利用にあたっての留意事項ですが、条例の必要性が一言も出てこないのです。部会でもかなり議論になって提言で書かれたところであり、もし、出来るのであれば、５ページの「３　ガイドライン利用にあたっての留意事項」のところで、「３（３）」として、「条例の必要性についても検討しますよ」と。「ガイドラインをより実効性のあるとするために、今後、条例の策定について検討する必要があります」という言葉であれば盛り込んでいただけるかと思いますので、お願いしたいと思います。

　１０ページから１１ページの障がいを理由とする差別というところですが、正当な理由と過重な負担のところについては、この前、かなり意見を言わせていただきましたが、正当な理由の事例を表記しないで済ませていただいた。「個別の事案ごとに判断するのだ」と書いていただいたことには感謝申し上げたいと思います。

　この前、○○で、「盲導犬でハーネスを付けていなかったら断れますよ」という事例が出されて、○○市の視覚障がい者団体に聞いたら、「そんな事例はないよ」と言われたり、市役所の担当者もどのような事例なのかと聞いても答えられない。「どこかが書いていたから書きました」というようなかたちで書かれているのだということがわかりました。

やはり障がい者に対する理解が行政も事業所さんも足りなくて、「このような事例があるだろう。こんなこと言われたら困る」というような感じで書かれていくと、やはり差別の拡大につながったり、あるいは障がい者の無理解を広げてしまうということにもなりますので、今後も、正当化理由は具体例を盛り込むというのは止めていただいて、個別事案ごとで判断ということにしておいていただきたいと思います。

　１２ページの「個人の差別的行為」ですが、ここの表現はよくわからないのです。「同じサービスを利用する他の利用者の理解が不可欠」と少し表現を変えておられますが、「事業所もつきつめれば、個人から構成され、個人の考えが事業に反映される」という表現はよくわからないです。一般の人が読んでも、さらにわからないのではないかと思いますが、「個人の権利は対象ではないが、差別が発生しないように、より一層効果的な啓発が必要だ」というような文言の方がいいのではないかと思います。

　ガイドラインの対象分野のところですが、情報・コミュニケーションの項目そのものが削除されておりますが、情報・コミュニケーションは大事な課題ですし、それぞれの分野に散らばっている分もありますが、やはりこれはまとめて復活していただきたいと思います。

　各分野の合理的配慮の不提供のところ、「障がい者から何らかの配慮を求める意思の表示があった場合に」、うんぬんかんぬんで、「障がい者の権利利益を侵害すること」と同じ文言が何回も出てくるというのは、これは要るのかなと思います。一か所にまとめればいいのではないかと思います。各サービスで合理的配慮の不提供を書いた方がいいのではないかと思います。

　例えば「公共交通機関で乗り物に乗りやすい工夫とか、配慮をしないことが合理的配慮の不提供ですよ」と書いた方がよりわかりやすいのではないかと思います。

　意見書にはありませんが、１７ページの福祉サービス分野の図で、細かいことなのですが、風呂の介護が、異性介護になっているかのように見えるので、これはいかがなものかと思います。

　２６ページ、福祉サービス分野の合理的配慮の事例で、「事業所内の物の配置をなるべく変えないようにしている」とあったと思いますが、これもどのような本意で想定されているのかがよくわかりません。背景とか、どのような障がいへの配慮なのかが書いていないので意味がわからないと思います。

　２７ページの公共交通機関の分野のところは、公共的施設とか公共サービスの部分がばっさり削除されましたが、なぜなのかよくわかりません。テーマパークのアトラクションとかもどこにも入っていないと思いますし、復活するべきではないかと思います。

　合理的配慮の事例でこれがいいだろうと書かれたら、逆によくないと思われるようなことなのですが、２４ページの「火を使わない安全なメニュー、食べやすいメニューをお勧めする」という表現は前と少し変わってはおりますが、「火を使わないメニューをお勧めする」ということは、度合いにもよりますけれども、「火を使うメニューですよ」と説明したり、「このようなメニューもありますよ」という紹介はいいと思いますが、「こちらの方がいいですよ」と言われたら、大きなお世話だ、となると思いますので、さらにその辺りも表現を変えられたらいいのではないかと思います。

　２９ページの住宅分野で、これは問題かと思いますが、「退去の手続き等の際に、事前に書面や口頭で十分な説明をしたり、親族や支援者に連絡する」とありますが、退去の背景、理由は不明なのですが、説明や連絡をすれば退去させられるのだと理解されないですか。

　僕らも相談支援で、入退去の支援をしております。そのときに、よくあるのは入居拒否があって、今では保証会社を間にして、障がい者が拒否される事例が結構出始めています。障がいがあることを理由に、保証会社を関係させて、その時点で拒否される。退去についても、いろいろと隣近所から苦情が出たとか、家賃が払えなくなっているとかで、「この障がい者は出て行ってほしい」という感じで追い出される事例がよくあります。そのときに、やはり事情を聞いて、追い出したところで問題は解決しませんので、その人の今の状況とか不安とか、そのようなものを解きほぐしていくためにどうすればいいのか。サービスにつないで居住の安定に取り組むということが大事でして、説明すれば追い出せるのだというふうに捉えられたら、これは問題が広がると思いますので、削除するか、記載をするのであれば、「トラブル等の場合でも、相談支援事業や福祉行政につないで、生活の安定、居住の安定に向けて取り組むのだ」ということをはっきり書かないといけないと思います。

　安心賃貸支援事業の取り組みを紹介されていますが、これもそのような経過があったから、「部落とか、障がいとか、外国人であることを理由に排除してはいけませんよ」、「何とか居住の安定に向けて福祉も協力して取り組みますよ」という趣旨でスタートしている取り組みですが、そのような取り組みが台無しになるのではないかと思いますので、その趣旨で書いていただきたいと思います。

　教育分野のところですが、これは削られたのではないかと思いますが、不当な差別的取扱いとして、「障がいを理由として、正当な理由がなく、本人や保護者の意に反して入学する学校を決定すること」、これについては復活していただきたいと思います。

　また、差別の事例でも、「医療的ケアの必要な子どもが入学・入園を拒否される」という例も削られています。合理的配慮の事例でも、「発達障がい等の障がいの特性に応じて、授業の工夫や支援」などが削除されている。これがなぜ削除されるのかがよくわかりません。どこからか「これは載せるべきではない」と言われたのでしょうか。それとも何か他の理由があるのでしょうか。このあたりは大事な項目ですので、削除しないで復活していただきたいということです。

　医療の分野でも、不当な差別的取扱いのところで、「障がいを理由として、正当な理由がなく、本人の意に反して、医療を強制すること」というものが削除されております。これも載せておくべきかと思いますが、提言で載ったものがいつの間にか削除されるというのは止めていただきたいと思います。いかがですか。

○会長

　はい。では、ほかの皆さんからご意見いただきたいと思います。どうぞ。

○委員

３点あります。

　まず、１点目ですが、１４ページのところに、「障がい者、事業者、府民とは？」ということで説明されていますが、今回、合理的配慮提供の法的義務がある行政機関についても、「行政機関とは」という説明が必要かと思います。障害者差別解消法の法律の条文には説明がありますが、法律に詳しくないと、それを読んでも、具体的な個々の事例で、これは行政機関なのかどうかわかりにくいです。

　例えばそれでいきますと、私立学校は入らないけれども、公立の個々の学校は入るのかどうなのかとか、実際問題として、行政機関から不当な差別的取扱いとか、合理的配慮が提供されていないかを判断するときに、「行政機関とは」ということの説明があった方がいいのではないかと思います。

　２点目は、困ったときの問題解決の仕組みということで、内閣府の出しているパンフレットには、相談窓口とか障害者差別解消支援地域協議会等が、図も入っていてわかりやすく提示されていますが、６ページのところにも、対応のポイントで「望ましい対応は、話し合って、お互いに一方通行ではなく、お互いに考えることが大事」と書いてあるのですが、実際問題、現状では困ったときにどこに相談に行けばいいのかということも必要なのではないかと思います。

　３点目、実際に分野別のところで、先ほど、２分野の雇用と情報・コミュニケーションについては説明がありましたが、防災、司法手続き等についても、東日本大震災の後、障がい者の方が避難所等の生活で、また、避難のときに非常にバリアがいっぱいあったということで、個々には、さまざまな障がいにあったガイドライン等も出ていますので、やはりそのようなことも必要ではないかということと、今回、障害者差別解消法によって、それが差別なのかどうなのかというところで、司法的なことは起こってくると思います。

　また、それとは別に、知的障がいとか発達障がいのある方の司法に絡んだケースなどの対応等についても、すでに司法では、さまざまな障がいに配慮したような取り組み等も始められていますし、そのような分野についても必要な分野なのではないのかと思います。前回、協議会であまり時間がなかったために、今さらですが、お話をしてみました。

○会長

　はい。他にいかがでしょうか。どうぞ。

○委員

　情報・コミュニケーションの分野が削除されているということは、私も復活していただきたいと願っているものですが、【留意事項】のところでそのことについて触れているということなのですが、残りの６分野の中で、視覚障がい者、聴覚障がい者という者に対して適切に情報提供していくための合理的配慮というものがどのようにあるべきかとかが、ここの望ましい事例だけを見てもよくわからない。書かれていないところもあるわけですが、例えば、商品・サービス分野というところでも、百貨店なりスーパーとかが、カウンターに行けば、店員さんがサポートして、各売場に行って、商品の説明なり、値段なり、消費期限の説明をしてくださっているというサービスを展開しているところがあるわけです。

　やはり、望ましい例というのについては、そのようなものも挙げていただきたいし、私は情報・コミュニケーション分野は復活した方がいいと思います。そこで、いろいろなものをまとめて書いた方がいいと思いますが、私も見せていただいたのが最近で、この６分野を子細に検討して、ここにはこのような事例を入れるべきというところまでは勉強する余裕がなかったのですが、そのようなところもご配慮いただきたいと思います。

　先ほど、委員がおっしゃったレストランでの火を使ううんぬんのところも、何か「これをあなた方が食べたらどうですか」という押し付け的な感じがしますので、一つの選択肢として示すということは結構かと思いますが、あくまでもユーザーが何を食べたいのか、自分で決めて食べられるように配慮していくというのが、業者側の取組みだと思いますので、その点も入れていただければと思います。以上です。

○会長

　はい、どうぞ。

○委員

　皆さんからご意見を出していただいているところに、それをこのようにしたらどうかということで３点ほど述べさせていただきたいと思います。

　私、前回の差別解消部会には出席が出来ずに、文書で意見を述べさせていただいたのですが、それに関わるところです。

　まず、１２ページの【留意事項】の個人の差別的行為についてというところです。委員からも意見がありましたように、二つ目の黒い点のところです。「一人一人の障がいや障がい者に対する理解を深めていくことが、障がいを理由とする差別をなくすことにつながります」というかたちで書かれているのですが、なかなか理解してほしいといっても理解してもらえないというところが現実のところだと思いますので、「障がいに対する理解を深めるための教育や啓発を進めることが大切です」というかたちで文言を入れることが出来ないかと思います。

　そうすることにより、「社会の中でこのテーマを取り上げて啓発をしてほしい」とか、いろいろなかたちで、例えば、隣で住む人に対して言えなくても、いろいろな所に言っていけるということは、方法が示されると思いますので、「教育や啓発を進めるということが大切です」ということをここに表現したらどうかと思います。それが１点目です。

　２点目は、【留意事項】として、「身近な相談窓口に相談してほしい」ということを入れられないかと思います。先ほど、委員がおっしゃいましたように、これは個人の差別行為だけではないのですが、事業者とかも含めてのところになりますので、なかなか、このガイドラインを示しても話が進まないという場合に、どのようにしたらいいのだろうというかたちで、そのような差別等による悩みについては、「身近な相談窓口に相談して、アドバイスを受けたり、支援を受けたり出来ます」という内容を、【留意事項】に記載する必要があると思います。

　障害者差別解消法では、特に、この障がい者差別について相談窓口を新たに設けるということは入れられませんでした。それを何とか補足しようということで、大阪府でも相談窓口を作ろうというかたちで努力されていると思います。市町村とか身近な相談窓口でも、障がい者支援の相談とか、あるいは人権相談というようなところで、差別についての相談というのは実際にされていますので、なかなか話が進まなかったりということがあれば、まず、身近な相談窓口に相談してくださいというようなことを、ガイドラインの中できちんと書く事が必要があるのではないかと思います。今後、大阪府の相談窓口とかが充実されてくれば、そこをここに表現していくというかたちで加えていってはどうかと思います。

　３点目は、先ほどから出ています条例制定の必要性です。やはり、このガイドラインは差別にあったときに話し合いをするためのガイドラインとして今は提案されているのですが、このガイドライン自身を実効性あるものにするためにも、条例制定の必要性ということが先の提言でも述べられています。

　そのような意味で、条例制定の検討に早急に着手するということが必要になると思います。そのことをガイドラインに書けないということがあるとすれば、次の改訂のときには、条例に基づくガイドラインだと出来るように変えていきたいと思います。

　表紙なのですが、このガイドラインの発行が、「障がい福祉室」になっていると思います。大阪府全体で発行するガイドラインという意味で、「障がい福祉室」の発行しているガイドラインですということでいいのかどうか、「大阪府」の発行とかにならないのかと疑問に思いました。条例を制定して、条例に基づくガイドラインにしようという方向にもつながっていくと思いますので、このガイドラインは大阪府全体のガイドラインというかたちで合意が得られないものかと思います。以上３点、よろしくお願いいたします。

○会長

　はい。他にいかがでしょうか。

○委員

　時間がないので端的に言います。いつも「手話がない」と言っていますが、文章を読むと、「手話を含めた言語」と一か所書いてありますが、それ以外には何も書かれていないです。手話の必要なろうあ者の場合には手話通訳者が必要であるという認識が広まっていない証拠というのが、ここにあるわけです。事例がいろいろ出されて、その中からいくつか選択されて掲載されていると思いますが、手話に関する事例が一切ないということは、実際、社会の中で、手話が必要だということがまったく広まっていないと。だから、この事例に載っていない。今の実態がはっきり示していると思います。私は、そのように感じました。手話に関する事例をはっきりと入れていただくということが必要かと思います。

　もう一点、手話の必要なろうあ者がいて、手話通訳者が派遣されるという配慮についても、文章を入れる必要があると思います。

　他の委員からも意見が出ましたように、情報・コミュニケーションの分野を復活させてほしいです。それぞれの分野に分けて、さらに冒頭に、全分野において「このようなことが必要である」という文章を入れる工夫が出来ると思います。

　併せて言うと、「手話は言語である」と法的にも認められています。大阪府で手話通訳者養成事業をしております。また、派遣事業もしております。ＰＲという意味で、そのような文章も入れてほしいと思っております。以上です。

○会長

　はい。他にいかがでしょうか。時間も迫ってきたのですが、今まで出てきた意見で、事務局から追加コメントというのがありましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

　事務局でございます。一点、補足の説明をさせていただきます。

　委員から司法についてのご意見、司法の分野での対応というのが必要ではないかと、このようなご意見をいただいておりますが、この司法の分野というのは、われわれ地方行政の対応よりは、むしろ、国全体での司法の在り方というところでの対応ではないかと整理をしておりまして、そこについては、国の対応、司法の対応を待ちたいというところでございます。

○会長

　はい。いくつか出てきた意見で、このガイドラインの案の前提になるような、例えば双方のコミュニケーションで、合意化しない場合の調整・調停というところはどのようにするのか、さらに争いとなると訴訟が起きてきます。これは裁判所になるかと思いますが、その場合のことをどこに書くのか、あるいは個々の間の理解不足について、そのままにしておくわけにはいけないので、大阪府として、そのようなことが起きないような啓発的なことをやると。出来ないということは合理的配慮に欠くということでは、という利害もあるわけでございまして、さまざまな観点から、この中で盛り込めないことをどのようにするかということもあろうかと思いますが、その点、ガイドラインに付帯する項目ということも考えなければいけないのではないかと思います。

　おそらく、条例の制定ということもそれに類する話だと思いますが、今日、出て来ているのは、ガイドラインの策定の主体といいますか位置づけになるのですが、「障がい福祉室」でよいのか、条例制定ということになると「大阪府」ということになりますが、どの部局でこのガイドラインを出すのがよいのか迷いますが、その検討も要るのではないかというご意見だったと思います。

　一挙に解決は出来ませんが、要するに、一番核になる、合理的配慮を欠くということはどういうことなのか、もちろんその前提は、明らかに差別であるかということは問題なのですが、非常に微妙なところです。「合理的配慮を欠くということも差別につながることなのですよ」ということを示すガイドラインなので、その点に絞り込んで、もう少し工夫が要るのではないかということがいくつか出ました。特に、情報・コミュニケーションの分野は、ここは一番どことも通じる話なので、復活して、検討を加えていただいた方がいいのではないかというご意見が強かったと思います。

　時間がないのですが、このことを踏まえてどのようにするのかということも、先ほどの障がい福祉計画案のコメントに対するリプライではないですが、このガイドラインについてもいくつか出ました意見について、大阪府としてどのように判断するかというお答も用意していただいて、ガイドラインづくりを進めていただきたいと思います。もちろんこれもパブリックコメントにかけられるので、その部分も踏まえて策定していただくということになりますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。いかがですか。

○委員

今日も言いっ放しで終わるのですか。やり取りは出来ないですか。パブリックコメントが終わってから、「このように変えたいと思いますが、いかがでしょうか」というような委員とのやり取りをお願いしたいと思います。

○事務局

　本日は、推進協議会にご参加いただきまして、ありがとうございました。まだ、締めではございませんが、いろいろとご意見をいただいております。多岐にわたっているということもありまして、本来であれば、この場でお答えをし、議論させていただくというのが、協議会の一つの在り方だと思いますが、時間の制約上、このようなかたちになっております。申し訳ございません。いただいたご意見につきましては、きちんと部内で精査をいたしまして、反映するときは反映すると。その結果は、発言された先生方にお返しするということが基本かと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○会長

　パブリックコメントで出てきた意見に対してどのように対処したか、その理由を付して公表されることになるかと思いますが、本日の協議会での意見も同じように扱っていただいて、それらについては「どのように判断して、こうしました」ということを出来るだけ文章化して、出来ない部分もあろうかと思いますが、お答えいただくようにお願いしたいと思います。そのようなことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○会長

　はい。時間がまいりました。大きく二つの議題については、皆さんからたくさんご意見をいただいたと思います。その他について、何かございますでしょうか。

　ないようでしたら、これをもちまして、会議を終了させてもらいます。マイクは事務局にお返ししたいと思います。

○事務局

　会長、委員の皆さま、長時間にわたるご討議、どうもありがとうございました。

　それでは以上をもちまして、第３７回大阪府障がい者施策推進協議会を閉会といたします。委員の皆さまには、熱心なご討議をいただき、誠にありがとうございました。

終　了